

真珠の振興に関する法律に基づく県計画の策定について

I. 経過

- ・平成 28 年 6 月 7 日に「真珠の振興に関する法律」が成立。
- ・同法第 2 条に基づき平成 29 年 6 月 1 日に「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を国が策定。

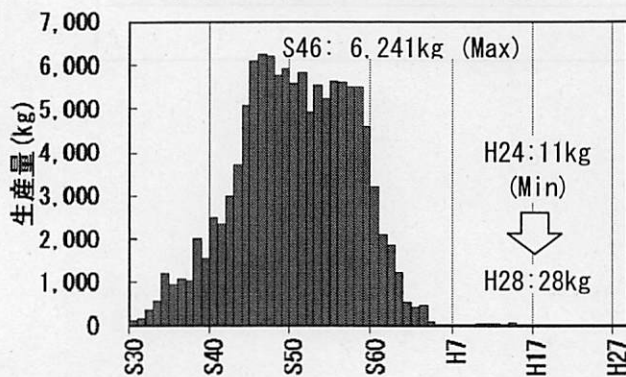
II. 県計画

- ・法第 3 条において都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができると規定。

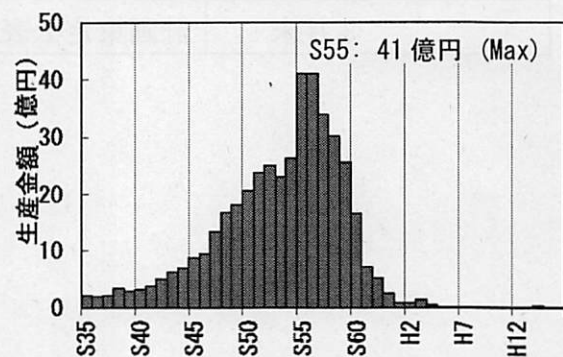
III. 現状と課題

- ・本県の淡水真珠は昭和 40 年代、50 年代に生産量、生産額がピークに達し、輸出も盛んで「ビワパール」として海外にも知られていた。
- ・平成以降、母貝の成長不良等で生産量が急減。
- ・近年、低迷していた生産量に回復の兆しがみられ始め、琵琶湖産淡水真珠の復活に向けた取り組みを推進し、本県真珠養殖業の振興を図る必要がある。
- ・計画に向けた県内真珠養殖業者へのアンケート実施中。

本県淡水真珠の生産量の推移



本県淡水真珠の生産金額の推移



IV. 計画の内容

1. 趣旨、現状、課題、必要性
2. 淡水真珠産業の振興のための施策に関する事項
 - (1) 淡水真珠生産者の経営の安定
 - (2) 淡水真珠の生産性および品質の向上の促進
 - (3) 漁場の調査等状況の把握
 - (4) 漁場の維持または改善
 - (5) 加工および流通の高度化
 - (6) 研究開発の推進等
 - (7) 人材の育成および確保
3. 淡水真珠のブランド振興のための施策
4. 真珠の需要の増進のための施策

V. スケジュール

時期	内容
平成 29 年 10 月	常任委員会へ基本的事項説明
10～11 月	原文作成、庁内調整 関係者の意見聴取
11 月	常任委員会へ計画案提示
12 月	常任委員会へパブリックコメント案提示
平成 30 年 1 月	庁内関係課および関係市へ意見照会 パブリックコメント
3 月	常任委員会へパブリックコメント等結果報告および 計画案提示
3 月末	計画策定公表

展開

- 平成28年6月1日に真珠振興法（議員立法）が成立。同法に基づき農水大臣と経産大臣が「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を平成29年6月1日に告示。
- 関係機関が相互に連携を図りながら、生産者の経営の安定、生産性及び品質の向上の促進、漁場の維持・改善、加工及び流通の高度化、輸出の促進、研究開発の推進、人材の育成及び確保、真珠宝飾文化の振興等を推進し、真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現を目指す。

真珠の振興に関する法律 (平成29年6月7日 法律第74号)

目的

- 我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること
- 真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていること

真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るための措置を講じ、もって真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

基本方針

農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定めるものとする。

振興計画

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。

施策

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 連携の強化 | ⑧ 研究開発の推進等 |
| ② 生産者の経営の安定 | ⑨ 人材の育成及び確保 |
| ③ 生産性及び品質の向上の促進 | ⑩ 真珠に係る宝飾文化の振興 |
| ④ 漁場の調査等 | ⑪ 博覧会の開催への支援等 |
| ⑤ 漁場の維持又は改善 | ⑫ 顕彰 |
| ⑥ 加工及び流通の高度化 | ⑬ 国の援助 |
| ⑦ 輸出の促進 | |

施行日

公布の日（平成28年6月7日）から施行

真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針 (平成29年6月1日農水省・経産省告示第2号)

目的

真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るための基本的な方向、真珠産業の振興の目標、真珠産業の振興施策、真珠宝飾文化の振興施策、真珠の需要増進施策を定める。

主な内容

- 第1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向
我が国が真珠産業の拠点として国際競争力を高め、真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現を目指す。
- 第2 真珠産業の振興の目標
平成39年の真珠養殖生産額を200億円とする。
- 第3 真珠産業の振興のための施策
 - ・真珠母貝の安定生産等に資する実証事業や研究開発
 - ・真珠養殖業の重要技術や知見の伝承等人材育成
 - ・日本ブランドの確立や輸出振興 等
- 第4 真珠宝飾文化の振興のための施策
 - ・公式な式典等における真珠の利用の促進や真珠の国内外への情報発信機能の強化等
- 第5 真珠の需要増進施策
 - ・観光業界等の異業種との連携の取組を推進 等

- 現地調査
- 産業界との意見交換
- 関係府県アンケート
- パブリックコメント等

真珠産業連携強協議会

(有識者、事業者、行政、研究機関)

- 協議会が旗振り役となり、振興法・基本方針で定めた事項を実現するための行動計画を策定しオールジャパンの体制で真珠産業及び宝飾文化を振興